



安全・快適 24 時間運航

桜島フェリー

「通勤定期券」の利用者の範囲が広がります

■適用 令和元年6月1日以降に発行する通勤定期券から

■利用者の範囲

(現 行)	(見直し後)
<p>・通勤で桜島フェリーを利用する人</p>	<p>①通勤で桜島フェリーを利用する人</p> <p>②通勤・通学以外で、<u>日常、桜島フェリーを利用する人</u></p> <p><ご利用の例></p> <ul style="list-style-type: none">・桜島から<u>通院</u>する方・桜島にお住まいの方の<u>介護</u>に通う方・桜島からの<u>外勤</u>が多い職場 など
<p>※「記名式定期券」だけ・・・定期券に記名されている本人だけ利用できます。</p>	<p>※「記名式定期券」と「<u>持参人式定期券</u>」(<u>持参した人がだれでも利用できます</u>)のどちらでも選べます。</p> <p>・<u>ご家族での利用や会社の外勤用</u>にどうぞ。</p>

■月に往復で14日以上ご利用されるとお得です。



■ 問い合わせ
船舶局営業課
099-293-4784